

平成30年度建設産業担い手確保育成支援事業募集要項

1 事業目的

本事業では、県内の建設業団体等が実施する若年者等への魅力発信、若手・中堅技術者や女性等のキャリアアップに向けた取組を支援することを目的としています。

2 補助対象者

建設業を営む者等を構成員とする団体又は当該団体を構成員とする団体のうち、次に掲げる全ての要件を満たす団体が対象となります。

- (1) 県内に主たる事務所又はそれに準じる事務所があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (6) 国税及び都道府県税に滞納がない者であること、及び社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入し、かつ滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 県が行う競争入札に関して指名停止措置等を受けていないこと。
- (8) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。
- (9) 建設業又は建設関連産業の振興に関する事業を実施していること。
- (10) 本事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。

3 補助事業の実施期間

補助金交付決定日から、補助事業を完了する日と平成31年3月15日のいずれか早い日までです。

4 補助対象事業

次の（1）と（2）の2つの事業が補助対象となり、補助率、補助限度額は次のとおりです。

（1）魅力発信型

魅力発信型とは、建設業等への就職が期待される若年者等を対象として建設業等の魅力を発信する活動を指します。

例えば、就職希望者向け工事現場見学会や意見交換会の開催、建設業等の魅力を伝えるガイドブックの作成等が該当します。

補助率：2分の1以内（千円未満の端数切り捨て）

補助限度額：75万円

(2) キャリアアップ型

キャリアアップ型とは、県内建設企業等に従事する若手・中堅技術者を対象とした研修会、女性が活躍できる職場づくり等の活動を指します。

例えば、中堅技術者を対象とした資格取得研修会や女性技術者等の研修会が該当します。

補助率：2分の1以内（千円未満の端数切り捨て）

補助限度額：100万円

5 補助対象経費

この補助金の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業に係る直接的経費で、報償費、講師謝金等、需用費、旅費交通費及び宿泊費、役務費等、その他特に必要と認められる経費（実施要領別表に掲げる経費）です。

6 募集期間

平成30年4月11日（水）から同年4月26日（木）までとします。

7 申請手続等の概要

(1) 申請書類

次の書類を各2部（正本1部・副本1部）提出してください。

なお、提出書類は返却しませんので、予め御了承ください。

- ① 採択申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 収支予算書（別紙2）
- ④ 収支予算書の内訳を記載した書類（様式任意）
- ⑤ 納税状況申出書（別紙3）
- ⑥ プレゼンテーション資料（様式任意）
- ⑦ 過去3年間の貸借対照表及び損益計算書
- ⑧ 履歴事項全部証明書
- ⑨ 定款
- ⑩ 社員等名簿

(2) 審査

提出された書類をもとに、プレゼンテーション形式により審査委員が審査し、採択者を決定します。

プレゼンテーション審査は、5月8日（火）に秋田地方総合庁舎6階609・610会議室において行う予定であり、説明と質疑応答で1件あたり20分程度を予定しております。詳細については後日改めて申請者にお知らせします。

(3) 公表

採択となった場合は、商号又は氏名、代表者名及び事業内容等を秋田県公式サイト「美の国あきたネット」等で公表します。

8 その他

- (1) 補助金交付決定日前に発注、契約、購入等を実施したものは、補助対象経費として計上できません。
- (2) 補助金の精算については、実績報告書の提出を受け補助金額確定後に行います。
- (3) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費に係る金額は、原則として補助対象外となります。
- (4) 事業完了後、事業概要等の発表を依頼することがあります。

9 申請書類の提出・お問い合わせ先

秋田県建設部 建設政策課 担い手確保育成班
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL : 018-860-2910 FAX : 018-860-3800